

宮城県防災会議会議録

平成28年2月

- 1 会議名 宮城県防災会議
- 2 開催日時 平成28年2月4日(木) 午前10時から午前11時
- 3 開催場所 宮城県庁 行政庁舎2階 講堂
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者なし》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 寺嶋 智)
 - (2) 挨拶(会長代理:宮城県副知事 三浦 秀一)
 - (3) 審議事項
 - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について
説明者 宮城県危機対策課 参事兼課長 山内 伸介
宮城県原子力安全対策課 技術参事兼課長 阿部 勝彦
 - ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について
説明者 宮城県危機対策課 参事兼課長 山内 伸介

○出席委員からの意見なし、各審議事項は防災会議において原案のとおり了承されました。

 - (4) その他(報告のみ)
 - ① 宮城県広域防災拠点基本設計(案)について
説明者 宮城県都市計画課 課長 尾形 昭範
 - ② 宮城県広域防災拠点・圏域防災拠点に係る開設運営マニュアル及び資機材等の整備スケジュールについて
 - ③ 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の現況について
 - ④ 蔵王山・栗駒山に係る火山防災対策について
 - ⑤ 災害等の発生状況について(平成27年分)
説明者(②～⑤) 宮城県危機対策課 参事兼課長 山内 伸介
 - ⑥ 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料について
説明者 宮城県原子力安全対策課 技術参事兼課長 阿部 勝彦
 - (5) 閉 会(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 寺嶋 智)

1 開会【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 寺嶋 智）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日、司会進行を務めます宮城県防災会議事務局 総務部危機対策課副参事兼課長補佐の寺嶋でございます。よろしくお願いたします。

ただいまから「宮城県防災会議」を開催させていただきます。

なお、本会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっておりますが、本日の傍聴者はありませんことを申し添えます。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、三浦副知事よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶（宮城県副知事 三浦 秀一）

宮城県防災会議の開催にあたり、会長であります村井知事に代わりまして、私から一言ごあいさつ申し上げます。本日は、宮城県防災会議の委員の皆様方には、お寒い中、また、お忙しい中をご参集いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本県の防災対策の推進にあたりまして、それぞれのお立場から格別のご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災からまもなく5年を迎えようとしております。

今なお約5万人もの方々が応急仮設住宅などでの不自由な暮らしを余儀なくされているなど、まだまだ課題を抱えた状況にあります。

県といたしましては、引き続き、被災された方々の生活再建を全力で取り組むとともに、「創造的復興」に向けた取組を着実に進めてまいります。

一方、こうした復興の取組と併せて、引き続き、防災対策をしっかりと推進していく必要があります。

昨年9月に発生した関東・東北豪雨では、住民の尊い命が失われたほか、河川や農業施設を中心に多額の被害が生じました。自然災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、人命を守り、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本に、防災関係機関をはじめ、県民の方々、事業者の方々など、それぞれの主体が一体となり、防災対策を進めていかなければならないと考えております。

このような本県の防災対策の根幹をなしますものが、地震対策編など4編からなる「宮城県地域防災計画」であります。この計画につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正もあり、これまで適宜見直しを行ったところであります。

今年度に入りましてからも、各防災関係機関のご協力をいただきながら、国の防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正などを反映させる形で、修正作業を進め、本日、修正案をお諮りする運びとなったところでございます。

本日は、この地域防災計画の修正案のほか、防災に関連する各種の報告もございますので、委員の皆様から、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

結びに、県民一人ひとりの生命、身体、財産を守るといふ県政の最重要課題に、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

—以下議事—

3 議題

【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 寺嶋 智)

さて、議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

まず、本日の会議次第、次に、出席者の名簿と席次表です。以降、議案等の資料となりますが、
(次第に記載の資料一覧から説明)

以上でございます。

なお、緑色の冊子である原子力災害対策編別冊資料につきましては、既に皆様に郵送等で配布しているものですが、参考までに用意したものでございますので、持ち帰らずに、置いておいていただくようお願いいたします。資料の不足等がございましたら、お申し付けいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、本日、会長である知事が欠席のため、三浦副知事に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、三浦副知事よろしくをお願いします。

【議長】(宮城県副知事 三浦 秀一)

それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、「3 議題」(1)の「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」、事務局から説明願います。

【説明】(宮城県危機対策課 参事兼課長 山内 伸介)

危機対策課の山内でございます。

それでは、議題(1)、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正について、ご説明申し上げます。

宮城県地域防災計画の宮城県地域防災計画の地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編それぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表(案)」のとおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、資料1によりまして、説明させていただきます。

それではまず、1ページをお開き願います。「1 修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っており、本県においても、皆様ご承知のとおり、東日本大震災の教訓及び国の動きを踏まえまして、宮城県地域防災計画の大幅な修正を実施してきたところです。

今年度の動きとしましては、概要図の右3分の1の赤枠の部分になりますが、昨年7月、土砂災害や火山災害への対策を強化するため国の防災基本計画の修正が行われました。また、8月には避難勧告等の判断・伝達に関する重要な指針である「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定が行われました。

これらの国の動きや本県の防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画の修正を行うものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。県地域防災計画修正の流れでございますが、昨年と同様に、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、その回答を受けて修正作業を進め、修正案の作成、内容の確認等の過程を経まして、1月18日に開催した防災会議幹事会議において、計画の修正案を審議し、承認を得ております。その上で、本日、県地域防災計画の修正案をお示ししているところでございます。

それでは、3ページをお開き願います。「2 主な修正点について」ご説明申し上げます。

なお、修正した箇所については、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編のどの部分かが分かるように、例えば、説明書きの右下の括弧内に風水害編の第2章第1節と記載いたしました。

今回の主な修正点は、大きく3つの項目から構成されております。

まず「1の国の防災基本計画の修正の反映」でございますが、①最近の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害への対策強化として、先ず、土砂災害への危険性のある区域の明示では、県に対して土砂災害危険箇所、その中の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に相当する範囲を示した図面の公表、区域の指定のために必要な基礎調査を完了する実施目標の設定及び国に対する進捗状況の定期的な報告が明記されたため、修正したものです。

次に、避難準備情報の活用では、災害による被害軽減のため、高齢者・障害者等の避難行動要支援者の迅速な避難や、被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促すことを目的に避難準備情報を発令することが明記されたため、修正したものです。

最後に、適時適切な避難行動等では避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等が自ら判断する場合には、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきであること、また、指定緊急避難場所は災害種別毎に指定されており、避難する際には災害に適した場所を避難先として選択するよう住民等へ周知徹底に努めることが明記されたため、それぞれ修正したものです。

4頁に移りまして②火山災害への対策の強化として、先ず火山防災情報の伝達体制の強化では、御嶽山の噴火災害や国内での火山活動の高まりもあり、登山者への伝達をより確実にするため、サイレン、登山口等における掲示など情報伝達手段の多様化や噴火警戒レベルの基準については、科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表することが明記されたため、修正したものです。

次に火山防災教育や火山に関する知識の普及では、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に防災知識の普及を図り、火山ハザードマップや防災マップを活用して火山災害の知識の普及を図ることが明記されたため、修正したものです。

③最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善として、本県では既に実施されているとの認識ではありますが、先ず、実働組織間の調整では災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊等の部隊は必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段について部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うことが明記されたため、改めて追加をしたものです。

次に重要情報の集約・調整では、人的被害の数について県が関係機関から情報を収集し一元的に集約、調整を行うこと、また、直ちに消防庁へ報告することが明記されたため、改めて追加をしたものです。

5頁をお開き下さい。次の項目、「2の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定の反映」として、①避難準備情報の活用では、土砂災害警戒区域などに居住する住民に対し、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨することが明記され、また、高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方が新設されましたので、修正したものです。

②避難場所・避難行動では、市町村が避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令まで完了させることを推奨する事が明記され、また、避難勧告の発令基準を満たした場合、避難場所の開設が終えていなくとも発令することが明記されましたので、修正したものです。

③土砂災害を対象とした避難勧告等の発令では、避難勧告等を発令する場合、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、発令対象地域をできるだけ絞り込むことが明記されましたので、修正したものです。

最後の項目「3の火山防災対策の反映」として、①噴火速報では気象庁において迅速に噴火の発生事実を伝え、登山者等に対して身を守る行動を促す噴火速報が平成27年8月に運用開始されました。②降灰予報では気象庁において定期的に発表される「定時」噴火直後に発表される「速報」及び精度の高い「詳細」の3つが平成27年3月に運用開始されましたので、それぞれ必要な箇所を修正したものです。

以上、今回の地域防災計画の主な修正点について、簡単に説明を申し上げました。

これらの他にも、庁内や各防災関係機関の防災に関連する計画や指針を踏まえた見直しや修正点がそれぞれ各編にあります。それらの事項につきましても、関係機関の皆様のご意見を踏まえ、また県庁内各部署とも調整を図って精査を行い、さらには各市町村に意見を求めた上で、本日の説明資料としてお示しをしております。自然災害3編の説明は以上です。続きまして原子力災害編についての説明をお願いします。

【説明】（宮城県原子力安全対策課 技術参事兼課長 阿部 勝彦）

原子力安全対策課の阿部でございます。宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について説明いたします。資料3をご用意下さい。

今回の修正の経緯と概要をまとめた資料です。一頁めくって頂きたいと思います。

福島第1原子力発電所事故以降の修正の経緯でございます。

まず、平成24年度は原子力規制委員会が設立され、原子力災害対策を円滑に実施するための「原子力災害対策指針」が策定されました。県としましては原子力災害対策を重点的に実施すべき区域、PAZとUPZの区域の設定と、防護措置の新しい判断基準として、EALとOILを導入しております。

次に、平成25年度の主な修正でございますが、平成25年には「原子力災害対策指針」が3回改正されており、これを受けまして、緊急時活動レベルの修正（警戒事態に該当するEALの追加、各施設ごとのEALの細密化等）、安定ヨウ素剤の事前配布を含む予防服用体制の変更、緊急時のモニタリング体制に関する修正をしたところです。

今年度でございますが、「原子力災害対策指針」が2回改正され、これを受けまして、修正するものがございます。詳細については1枚めくっていただき、次の頁で説明いたします。

今年度の「原子力災害対策指針」の改正状況を左上の青い枠で囲っているところにまとめてございます。

主な改正点は4点あり、大気中拡散予測の結果を避難の参考情報とする文言の削除、緊急時モニタリング結果の集約・共有、避難退域時検査の実施、原子力災害医療体制の整備に関するものです。

これらの内容について、右上の緑色の枠にありますとおり、地域防災計画の第2章及び第3章に反映しております。

主な修正内容の1点目でございますが、資料の左側をご覧ください。

1点目として、原子力災害対策指針の改正前は、気象予測や大気中の拡散予測の結果等を避難や一時移転の判断の参考とするとされておりましたが、改正後は施設の状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえて必要性を判断することとなりました。

そのため、実測値の集約が重要となり、緊急時モニタリングの結果の一元的な集約及び迅速な共有が可能となる仕組みを整備し、集約及び共有したモニタリング結果をわかりやすくかつ迅速に公表することとしております。

2点目として、中ほどに記載しております、避難退域時検査の実施でございます。

避難退域時検査とは、避難又は一時移転の対象となった住民等を対象に、汚染の有無や程度を把握するために、避難する際に実施するもので、今回、検査の実施や簡易除染について記載したものです。

3点目は、資料の右側に記載しております「原子力災害医療体制の整備」でございます。

従来は、初期、二次、三次の「被ばく医療機関」としていた医療体制について、「被ばく医療」として特に取り出すのではなく「原子力災害時の医療」としてとらえ、原子力災害協力機関、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターとすることと体制が規定されました。

原子力災害医療協力機関は、UPZ内外の公立病院や職能団体、民間企業などを幅広く登録し、避難退域時検査等で原子力災害拠点病院を支援することとされております。

原子力災害拠点病院は、原則、災害拠点病院から指定し、汚染の有無に関わらず診療することとされ、本県の原子力災害医療・総合支援センターは弘前大学が国により指定されており、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行います。高度被ばく医療支援センターは、国により弘前大学、放射線医学総合研究所等が指定されており、高度専門診療や研修を実施することになります。

原子力災害医療協力機関の登録及び原子力災害拠点病院の指定等体制の整備には数年を要すると見込まれることから、十分な原子力災害医療体制が確保されるまでは、従来の初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関も維持されるものとしております。

他に、従来は現地対策本部に国、地方公共団体、医療機関等の連携を調整する医療統括責任者を配置していましたが、今後は、県災害対策本部に原子力災害医療調整官を配置し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定等の対応が可能な体制を構築することと規定されております。

次のページをご覧ください。その他の修正内容として、「原子力災害対策指針」に基づく修正とは別に、複合災害への対応を強化しております。

現行では、原子炉冷却材の漏えいや外部電源の喪失等によりEALに基づく警戒事態となった場合は、原子力災害警戒本部体制をとることとしております。

複合災害として、①の警戒事態と大津波警報等②の自然災害が発生した場合は特別警戒本部体制をとることとしておりましたが、自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たるために、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとして修正しております。

原子力災害対策編の具体の修正や、関係機関から寄せられた意見の反映につきましては、お手元の資料のうち「資料4 新旧対照表」のとおりでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

【議長】（宮城県副知事 三浦 秀一）

ただいま議題1の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（意見なし）

それでは、ご異議がないようですので、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正については、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。続きまして、議題(2)「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」事務局から説明願います。

【説明】（宮城県危機対策課 参事兼課長 山内 伸介）

続きまして、地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

宮城県地域防災計画は、先ほど説明いたしました地震・津波・風水害などの本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されております。

資料編につきましては、昨年度に全面的な見直しを行ったところですが、今年度においても、各防災関係機関及び県庁内各部局に対し修正の有無を照会し、時点修正などの意見をいただいたものについて、資料5の一覧に記載のとおり更新を行うものです。

更新する資料の具体的な内容につきましては、お手元の資料5に、若干字が小さくなっておりますが、取りまとめてございますので、ご参照ください。

なお、前回の修正以降、16件の防災協定を締結しており、それらの協定書本文も資料編に追加することとなりますが、内容の重複するものが多いことから、お手元の資料編抜粋版には、抜粋して2つの協定を参考に載せてございます。

後ろの方になりますが、73ページに「①災害時の石油製品の備蓄に関する協定書」、76ページに「災害時における災害救助犬の出動に関する協定書」をお付けしております。

なお、これ以外の協定も含め、修正後の資料編の全部、並びに計画本編の全部について、昨年度と同様に、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あて、電子データの形でお送りをすることとしております。

ここで一点お願いがございます。こちらの資料編につきましては、ご承知のとおり緊急時の連絡先として、民間団体や個人の携帯電話番号など、取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開をしておりません。皆様におかれましては、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。議題（2）に関する説明は以上です。

【議長】（宮城県副知事 三浦 秀一）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

それでは、ご異議がないようですので、「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」は、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。以上で予定されておりました議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 寺嶋 智）

続きまして、「4 その他」についてですが、事務局から5点ほどご報告がありますので、説明をお願いします。

【説明】（宮城県土木部都市計画課 課長 尾形 昭典）

都市計画課長の尾形でございます。私からは、（1）について報告させていただきます。

資料6をご覧ください。（1）「宮城県広域防災拠点基本設計（案）」についてご説明いたします。

県では、平成23年3月11日に発生し、甚大な被害となった「東日本大震災」の課題に対応するため、災害発生後に全国から集結する消防や警察等の広域支援部隊の一時集結場所や宿営場所となり、また、物資の集

配拠点となる「広域防災拠点」の整備を計画しております。

「宮城県広域防災拠点基本設計（案）」は、平成26年2月に策定した「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」を踏まえ、県の関係各課が連携し素案の取りまとめを行い、パブリックコメントや関係機関との意見交換を踏まえて策定したものであります。

20ページ「図3 施設のゾーニング図」をご覧ください。広域防災拠点は、既存公園との一体性を考慮し、中央西側に平常時は管理棟となる「防災センター」を整備いたします。さらに、中央部にヘリコプターの「臨時離着陸場」も整備いたします。

北側、図面右側では、災害医療を実施する計画であり、「基幹災害拠点病院」かつ「ドクターヘリの基地病院」となる「仙台医療センター」との連携が図れるよう、導線の工夫をした計画としております。

南側、図面左側では支援部隊のベースキャンプや物資の集配を実施いたします。それぞれの導線が重ならず、かつ、スムーズな大型トラックの走行が可能となるよう工夫した計画としております。

8ページ（5）災害時の運用方法をご説明いたします。22ページ「図9 災害時の運用方法」をご覧ください。広域防災拠点は、警察や消防等の支援部隊、DMATの一時集結場所として使用する計画としています。支援部隊は、南側エリアの「駐車場（第二）」、「芝生広場」、「グラウンド（第二）」を使用し、DMATは北側エリアの「駐車場（第一）」、「グラウンド（第一）」を使用する計画としています。

ベースキャンプ用地として支援部隊は「芝生広場」を、DMATは「グラウンド（第一）」を使用する計画としています。仙台医療センターと隣接する「臨時離着陸場」北側に、「SCU」の展開場所となる「広場」を計画しております。傷病者、医薬品等の物資、支援部隊等の緊急輸送に必要となる、大型ヘリコプターの離着陸も可能な「臨時離着陸場」、及び7機の「駐機帯」を計画地の中心に配置しています。

物資を現地に直接輸送することが困難な場合等に対応するため、物資の「荷捌きスペース」や「一時保管場所」として、南側エリアの「全天候型運動場」及び「グラウンド（第二）」を使用する計画としています。広域防災拠点に集結した支援部隊の現地調整や県災害対策本部との情報連絡を行うとともに、拠点全体の状況把握やヘリコプターの運航調整を行うため、「防災センター」を計画地の中心に配置しています。

13ページをご覧ください。次に平常時の活用方法についてご説明いたします。広域防災拠点の整備は、隣接する宮城野原公園を拡張するものとして、都市公園事業により実施する計画としております。整備に当たっては、憩いの場や運動公園として多くの県民に利用されるとともに、防災知識等の普及啓発、また、防災訓練の場として活用する方針としております。

16ページをご覧ください。圏域防災拠点との連携についてご説明いたします。

圏域防災拠点は、広域防災拠点と連携し、被災市町村の防災活動を支援する拠点として、既存の公共施設の中から昨年1月に下記のとおり選定しております。17ページから19ページは、支援物資の供給や支援部隊の派遣イメージを一例として掲載しております。17ページ上段に記載のとおり、圏域防災拠点の運営マニュアルは平成28年度までに作成し、また、運営用の資機材については、平成28年度以降順次整備していくこととしております。

19ページをご覧ください。今後のスケジュールについてご説明いたします。

広域防災拠点の整備区域につきましては、本基本設計（案）をもって、平成27年12月1日に仙台市により都市計画決定の告示を行っていただきました。広域防災拠点を整備するためには仙台貨物ターミナル駅の移転

が必要となります。今後とも駅移転の取り組みを進めるとともに、広域防災拠点の実施設等を実施し、平成32年度には広域防災拠点の一部供用開始を目標として事業を進めてまいります。説明は、以上でございます。

【説明】（宮城県危機対策課 参事兼課長 山内 伸介）

次きまして、「(2) 宮城県広域防災拠点・圏域防災拠点に係る開設運営マニュアル及び資機材等の整備スケジュールについて」、ご報告をさせていただきます。先ほどの都市計画課長からの説明でも少し触れさせていただいた部分となります。これまでの経過ですが、大規模災害発生時に広域防災拠点と連携して、宮城県内の7つの各圏域をカバーし、市町村の防災活動を支援する圏域防災拠点について、平成27年1月に7圏域8箇所を選定したところであります。

広域防災拠点の開設運営マニュアルの作成にあたりましては、宮城野原地区に整備する広域防災拠点が本格運用開始されるまでの間は、県総合運動公園を暫定の広域防災拠点として設定し、検討を行いました。また、圏域防災拠点の開設運営マニュアルの作成にあたりましては、圏域毎に作成する必要があるため、まずはひな形の作成が必要と考え、東日本大震災で実績のある石巻圏域の防災拠点開設運営マニュアル（案）を作成することといたしました。

作成にあたりましては、県危機対策課が中心となり、県関係課・地方振興事務所、関係市町、施設管理者等で構成するワーキンググループで検討し、平成27年12月に作成を完了しました。併せて、圏域防災拠点への資機材整備方針を検討しました。今後の進め方としましては、ほかの圏域の圏域防災拠点の開設運営マニュアルを作成するため、県の各地方振興事務所及び地域事務所が中心となり、市町村や指定管理者等で構成するワーキンググループで検討し、平成29年4月から県全体として暫定的な運用開始が図れるよう準備を進めてまいりたいと考えています。

次のページの「スケジュール」につきましては、上段が広域防災拠点についての、下段が圏域防災拠点についてのマニュアル作成と資機材整備の年次計画を示したものでございます。圏域防災拠点に備えておく資機材等の整備方針としては、一番下の欄に記載しておりますとおり、平成28年度は通信機器を整備することとし、その他の資機材については、拠点を所有する施設管理者と調整を行いながら資機材保管倉庫が確保できた拠点から平成29年度以降、順次、整備を進めてまいりたいと考えております。

次のページの「開設運営マニュアル概要」につきましては、マニュアル（案）自体がそれぞれ50ページ程度となっておりますが、その中の主な内容についてまとめたものとなっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。防災拠点の開設運営マニュアル及び資機材等の整備スケジュールについての報告は以上でございます。

次に、「(3) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の現況について」ご説明いたします。資料8をご覧ください。県では、平成27年3月に宮城県における東日本大震災での災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」を発行いたしました。

この検証記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめております。これら震災で得られた教訓は、後世に伝えていくとともに今後の防災対策に着実にいかしていく必要があります。

そのため、今年度からこれらの教訓を踏まえた防災対策の現況を把握することとしたものであり、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助としていただくとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることを目的としております。

現況把握は、検証記録誌で取りまとめた46の教訓に対し、県、市町村、消防本部等の関係機関が、震災を契機に平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を対象に行っております。

この資料では、13の分野ごとにまとめておまして、(1)防災体制に始まり2ページ以降では(2)国・地方公共団体等との連携・支援、最後の(13)防災教育、教訓の伝承まで、主な防災対策の現況とともに、今後取組むべき課題について記載しております。

なお、資料9「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」は、より具体的な取組みや実施年度を46の教訓ごとに取りまとめたものでございます。時間の都合で、資料の説明については省略させていただきますが、後ほどご覧いただければと思います。

今年は震災から丸5年の節目を迎えます。この間、各機関において様々な防災対策が進められており、着実にその対策が進められているものもありますが、今後、継続的に又は更に加速化させて取り組んでいかなければならないものもございませう。

今年度把握した防災対策の現況を踏まえ、県としましては、必要な取組みや支援、働きかけを行っていくとともに、次年度以降もこの現況把握を継続して実施し、対策が着実に進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。教訓を踏まえた防災対策の現況についての報告は以上でございます。

続きまして、「(4)蔵王山・栗駒山に係る防災対策について」報告いたします。資料10をご覧ください。

まず、項目1の「蔵王山、栗駒山の現状について」をご覧ください。

仙台管区气象台が発表している月間火山概況によりますと、蔵王山は「長期的にみると火山活動はやや高まった状態にありますので、今後の火山活動の推移に注意してください」と発表されております。なお、蔵王山の地震と微動の回数は、最近数ヶ月は極めて少ない状況が続いております。

栗駒山については、「火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない」と発表されております。

続いて、項目2の「平成27年度における火山防災協議会の活動について」です。

項目2(1)の蔵王山については、平成27年3月に蔵王山火山防災協議会を設置し、警戒事項のうち「火口周辺危険」と「入山危険」についての火山防災対策の運用を開始しました。その翌月となる4月13日に、蔵王山において「火口周辺警報」が仙台管区气象台から発表され、蔵王町や川崎町、白石市、七ヶ宿町では、適確な火山防災対策措置を講じたところです。10月28日の協議会では、警戒事項のうち「居住地域嚴重警戒」についての防災対策を協議し、暫定運用を開始しました。現在は、2月8日の協議会に向け、噴火警戒レベル導入に向けた火山防災対策全般の確定作業を進めております。

また、改正活火山法に伴う法定協議会への移行については、国による火山災害警戒地域の指定により対象となる市町が確定することから、指定後の速やかな移行に向け準備を進めております。

次に、項目2(2)の栗駒山については、平成27年3月に栗駒山火山防災協議会を設置しております。9月には、有事の際に備えて、栗駒山火山活動情報等伝達先一覧表を作成し、運用を開始しました。現在は、来年度から噴火シナリオやハザードマップを策定するため、そのスケジュール等を確認する2月18日の協議会に向けた作業を進めております。

続いて、項目3の「平成28年度移行の火山防災協議会の活動予定について」です。項目3(1)の蔵王山火山防災協議会については、「火山防災マップの作成・配付」や防災訓練計画などについて協議を行います。

項目3(2)の栗駒山火山防災協議会については、噴火シナリオやハザードマップを作成するための調査などに着手する予定です。

危機対策課からは最後になりますが、「(5) 災害等の発生状況について」報告いたします。資料11をご覧ください。防災会議規程第9条第2項では、会長は、防災会議の事務を専決処分したときには、次の防災会議に報告しなければならない。と定めておりますことから、報告させていただきます。

防災会議の事務のうち、第9条第1項第1号の「災害に関する情報収集」につきましては、資料7のとおり、前回の平成27年2月の防災会議以降に被害が発生した災害として合計5件ございます。内訳は、地震1件、風水害4件となっております。なお、被害の発生しなかった自然現象につきましては、計上しておりません。平成27年度の現在までの0号配備以上の配備件数は16件、昨年度が27件ですので、平年並みの配備状況となっております。危機対策課からは以上です。

最後に、(6)について原子力安全対策課に報告をお願いします。

【説明】(宮城県原子力安全対策課 技術参事兼課長 阿部 勝彦)

続いて、原子力災害対策編に係る別冊資料の修正について、原子力安全対策課(の阿部)より報告申し上げます。お手元の資料12をご覧ください。

別冊資料は昨年8月に時点修正し、すでに皆様に配布させていただいておりますが、本日は、時点修正以外の修正内容について、簡単にご説明いたします。

従来は「特定施設」としてまとめて作成していた保育所、障害福祉施設、老人デイサービス等について、それぞれの種類ごとに一覧を作成いたし、防護対策に活用しやすくいたしました。

今後も地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正を踏まえて、引き続き別冊資料のデータ修正等を行っていきたいと考えております。以上が別冊資料の修正の概要でございます。

【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 寺嶋 智)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

(意見無し)

「その他」について、皆様からは何かございますでしょうか。

(意見無し)

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、「宮城県防災会議」の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上